

- (五) 大正十一年度 百六十八圓 全部村費支出
現在學校看護婦の資格
- (六) 看護婦 (郡看護婦養成所卒業)
大正十年度執務概況
- (七) 執務規程に記せる事項と同じ
其他参考事項
無し

四六、香川縣木田郡牟禮村

- (一) 創設年月 大正九年十二月十日
經費の出所
- (二) 村費
- (三) 學校看護婦執務規程
別になし
- (四) 午前中は一日交代に南北分教場にて午後は本校にて村民並に兒童の點眼洗眼をなす
大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十年度 千三百十圓
大正十一年度 千百九十圓
- (五) 現在學校看護婦の資格

無し

- (六) (久しく高松市眞鍋病院に執務せしもの)
大正十年度に於ける執務概況
- (七) 日曜以外は毎日執務し壯丁並に一般村民の洗眼點眼をなす
其他参考事項
無し

四七、香川縣木田郡屋島尋常高等小學校

- (一) 創設年月 大正三年四月
經費の出所
- (二) 「トラホーム」患者兒童の保護者分擔
學校看護婦執務規程
別になし
- (三) 毎日「トラホーム」患者兒童の洗眼點眼を行ふ
- (四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
大正十年度 三百二十九圓九十三錢
大正十一年度 二百六十圓
- (五) 現在學校看護婦の資格
看護婦

各地に於ける學校看護婦設置狀況

(六) 大正十年度執務概況
 日曜休業日を除きて授業日は毎日必ず出勤し、熱心に「トラホーム」治療に従事し其成績良好なり
 (七) 其他参考事項
 無し

四八、香川縣木田郡十河村

- (一) 創設年月 大正九年六月
 經費の出所
 村費並に児童齶出
- (二) 學校看護婦執務に關する規程
 毎日午前九時登校トラホーム患者の児童を各棟に區分して合圖によりて洗眼を始め、各棟終りて正午退校す
- (三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 大正十年度 百〇六圓
 大正十一年度 百七十圓
 現在學校看護婦の資格
- (四) 大正十一年四月以來缺員につき人選中(従前の分は看護婦)
- (五) 大正十年度に於ける執務の概況
 看護婦が熱心患者の洗眼に従事したる結果或は症を軽くし或は全治して成績良好なるを認む
- (六) 其他参考事項
 無し

四九、香川縣木田郡西植田村並、植田尋常高等小學校

- (一) 創設年月 大正六年四月一日
- (二) 經費の出所
 イ、村費 (看護婦給料)
 ロ、小學校保護者の出資 (藥品代)
 ハ、寄附金
- (三) 學校看護婦執務に關する規程
 第一條 看護婦登校したるときは直ちに出勤簿に捺印すべし
 第二條 看護婦は本校始業前(三十分)に出勤し児童の退散を認めて退校するものとす
 第三條 本校職員服務に關する規程は看護婦にも適用するものとす
 第四條 看護婦は學校長の命する事務につき學校醫の指揮に従ひ、親切熱心に従事し、決して違ふことあるべからず
- 第五條 看護婦の行ふべき事務大要次の如し
 一、眼疾患者の點洗眼に關する作業並に事務
 二、救急處置に關する作業並に事務
 三、疾病者の看護並に手當

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- 四、身體検査種痘施行の補助事務
- 五、本校の定むる擔當事務並に器具藥品の出納保管
- 第六條 看護婦の物品請求は本校衛生係に爲すものとす
- 第七條 看護婦廢退職の時は三日以内に擔當の事務及物件を後任者に引き繼ぎ雙方連署を以て學校長に報告すべし
- 第八條 看護婦出張を命せられたる時は歸校後一週間以内に其の出張用件に係る用務の要領を文書等に依り學校長に復命すべし
- 第九條 看護婦疾病のため出勤すること能はざる時は其の病名を明記し、始業前に學校長に届出べし
- 第十條 看護婦喪に當りたる時は死亡者の繼柄を具し學校長に届出べし
- 第十一條 本規程實施に要する細則は學校長之を定む
- (四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 - 大正十年度 百七十四圓
 - 大正十一年度 二百十三圓六十錢
- (五) 現在學校看護婦の資格 未詳
- (六) 大正十年度執務概況 未詳
- (七) 其他參考事項 未詳

五〇、香川縣三豊郡觀音寺町

- (一) 創設年月 大正七年五月一日
- (二) 經費出所 觀音寺町
- (三) 現在學校看護婦規程
 - 午前七時四十分登校、午後三時半退校、各教授の休憩時及晝食後放課後執務
- (四) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 - 大正十年度 看護婦給料三百八十四圓藥品費十二圓二十錢
 - 大正十一年度 四百三十圓
- (五) 現在學校看護婦資格
 - 看護婦
- (六) 大正十年度執務概況
 - 大正十年度本校トラホーム患者七百三十四人の點眼に務めたり、本年度は六百十三人に減少す其他幼稚園の患者治療にも従事す
 - 其他參考となるべき事項
 - 眼疾の手當を行ふ外應急手當を行ふ上に最も都合よし唯其の急病患者に對し、効力ある藥品を使用すること能はざるは經費上遺憾とする所なり、觀音寺町はトラホーム患者の歩合に對し僅少なる歩合を保つは點眼の效果に依る
- (七) 其他參考となるべき事項

五一、福岡縣女子師範學校寄宿舎

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (一) 創設年月 明治三十七年五月
- (二) 創設年月 經費の出所 寄宿舎々費
- (三) 現在學校看護婦執務に關する規程
 - イ、病室、診察室の掃除
 - ロ、病室附屬の便所掃除
 - ハ、病人の食物運搬及後片付
 - ニ、病人の看護
 - ホ、校醫の診察及調劑の助手
- (四) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算 年百九十二圓 (月額十六圓)
- (五) 現在學校看護婦の資格 無資格
- (六) 大正十年度に於ける執務概況
 - 生徒四百七十以上を收容せる寄宿舎に病室二間(一室六人を收容し得)にて而も經費の關係上無資格看護婦一名にては設備及執務の點に於て不充分なれど舎監に病室係を置き事情に應じて舎監全部にて執務す
- (七) 其他の參考事項
 - 舎監室に事務員を置き繁雜なる舎監事務の一部と看護婦の監督、生徒、舎監、看護婦との連絡を計らしむるを可とす

五二、福岡縣久留米市

- (一) 創設年月 大正六年十月
- (二) 經費の出所 市費
- (三) 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
 - 大正十年度 九百圓
 - 大正十一年度 九百圓
- (四) 學校看護婦執務に關する規程
 - 執務に關する規程としては設けなきも、校醫の執務を補助し、毎日各校を巡回せしめ、トラホーム患者の治療を主として、併せて學校衛生に關する諸般の注意をなさしむ
- (五) 現在學校看護婦の資格
 - 有資格者(看護婦)一、無資格者二
- (六) 大正十年度に於ける執務の概況
 - 一、各小學校點眼日割を定め、(夏冬休暇中も含む)各自毎日學校を巡回せしめ點眼を施し、尙衛生に關して諸般の注意をなさしめ、點眼藥、皮膚藥等の調劑事務を補助せしむ
 - 二、運動會遠足等には交互に附隨せしめ、救護の任に當らしめたり
 - 三、四月より施行したる生徒兒童の身體検査には共に校醫の事務を補助せしめたり
- (七) 其他參考事項 無し

名地に於ける學校看護婦設置狀況

五三、福岡縣門司市

- (一) 創設年月日 明治四十四年以降昨大正十年度迄、男子のトラホーム治療助手二名乃至三名を置きたるが本年四月より男子を一名とし、女子三名を置く
- (二) 經費の出所 市費
- (三) 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
(別記)
- (四) 學校看護婦執務に關する規程
無し
- (五) 現在學校看護婦の資格
男子は無資格女子中一名は看護婦及產婆資格、一名は看護婦、一名は准看護婦なり
- (六) 大正十一年度に於ける執務概況
主として學校醫監督の下にトラホームの治療に従事し、兼て學校衛生に關する専任學校醫の補助事務を掌る

(別記) 大正十年度學校衛生費豫算

科 目	豫 算 額	附 記
一、給 料	三、六三六 _円	校醫一人月俸百參拾八圓此金千六百五十六圓助手三人月俸平均五拾五圓此金千九百八十圓
二、雜 給	六四四 _円	旅費參拾九圓五拾貳錢 校醫以下月手當一人參圓此金百四十四圓 校醫以下賞與費四百五拾五圓 急行乘車賃五圓
三、需 用 費	五三三	備品新調及修繕費百拾五圓五拾錢 消耗品費貳百圓 印刷費百四拾九圓四拾錢 通信運搬費六拾八圓
計	四、八一三	

大正十一年度學校衛生費豫算

科 目	豫 算 額	附 記
一、給 料	四、〇八〇 _円	校醫一人月俸百五拾圓此金千八百圓助手四人月俸平均四拾七圓五十錢此金貳千貳百八拾圓
二、雜 給	七三五	旅費參拾九圓五拾貳錢 校醫以下月手當一人參圓此金百八拾圓
三、需 用 費	四三〇	備品新調及修繕費百六圓 消耗品費貳百圓 印刷費五拾五圓貳拾五錢 通信運搬費六拾八圓
計	五、二四五	

五四、福岡縣中學修猷館寄宿舎

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (一) 創設年月 明治三十八年四月
- (二) 經費の出所
 - 舍費中衛生費より支出す
 - 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
 - 給料として壹ヶ月拾六圓五拾錢支出前項舍費衛生費より支出(寄宿舎より八圓五十錢)
 - 文具品購買部より八圓
 - 食費は舎より賄ふこと
- (三) 看護婦執務に關する規定
 - 平常は特別自習室の掃除、午前中は毎時間の終り十分間、文具品購買店の監理、午後は各舎生の和服、洋服、袴等の破れ修繕尙隙には舎生の破れシャツ、服等にて雑巾を作ること、就寢後は舎一部の戸締
 - 病人あるときは、病人に關する總べての看護例へば檢温、投藥、食事の世話、水にて冷すこと等
- (四) 現在學校看護婦の資格
 - 資格なし、
 - 大正十年度執務概況
- (五) 執務に關する規定を執行せしのみ、病室の横に看護室を設け泊込にて全學期中舎内に生活するものなり

五五、大分縣大分市

- (一) 創設年月 大正八年四月一日
- (二) 經費の出所
 - 大分市費
 - 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 - 大正十一年度 八百七拾六圓
 - 大正十一年度 千二百七拾八圓
- (三) 學校看護婦執務に關する規程
 - 特に定めたるものなきも、市内各小學校に一名乃至二名を配置し、主としてトラホーム治療に従事せしめ、負傷者の手當病人の看護及一般衛生の注意等をなさしめ居れり
- (四) 現在學校看護婦の資格
 - 五人中 二人看護婦、一人産婆、一人看護婦見習
 - 大正十年度の執務概況
- (五) 毎日午前十時より學校に出勤、學校に於て定めたる順序によりトラホーム患者の洗眼を施し手隙の時間は校内衛生狀況に注意して清潔の保持に努め、又兒童發病の看護負傷の應急手當をなさしめしこと數回に及べり、尙夏期冬期休業中に於ても午前中は必ず出勤してトラホーム患者の洗眼に従事せり

五六、佐賀縣立鹿島中學校寄宿舎

- (一) 創設年月 大正五年一月

各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (二) 經費の出所
 - 鹿島中學校寄宿舎々費
 - 大正十年度並に大正十一年度經費豫算 各貳百拾圓
- (三) 學校看護婦執務に關する規程
- (四) 出勤時間——學校の始業時間と同じ
退出時間——午後四時、但し舎の事情に依りて制限なし
執務事項——病人の看護及舎生衣服の修理
一定の規則なきも病人等多き場合(例へば流感等の場合)は時間に關係なく執務す
現在學校看護婦の資格
 - 一 昨年迄は有資格の看護婦なりしも、現在は不得已無資格者を採用せり
- (五) 大正十年度の執務概況
 - 第四項參照
 - 其他參照事項
- (六) 俸給を増加しても舎生の健康狀態及衛生狀態を監督指導し得る適當の看護婦を希望す
但し相當年齢多き者を可とす
現在の有様にて病人の看護、學校授業中の寄宿舎の留守居、寄宿舎用諸雜品の整理舎生の衣服修理等充分存續の價值あるを認む
- (七) 五七、佐賀縣杵島郡江北尋常小學校

五七、佐賀縣杵島郡江北尋常小學校

- (一) 創設年月 大正九年五月
- (二) 經費の出所
 - トラホーム兒童より月額拾錢宛徵集し此の中より手當を給す
 - 大正十年度並に大正十一年度の經費豫算
 - 大正十一年度 二百七十五圓(月手當二十五圓 月十一ヶ)
 - 大正十一年度 同上
- (三) 學校看護婦執務に關する規程
 - 別段設けたるものなし
 - (一、休み時間及放課後トラホーム患者に點眼)
 - (二、傷病患者に對する手當)
- (四) 現在學校看護の資格
 - (醫員の助手、點眼の助手)
- (五) 大正十年度に於ける執務の概況
- (六) 勤務成績 九六、八三

五八、熊本縣女子師範學校

- (一) 創設年月 大正四年二月一日
- (二) 經費の出所
 - 生徒より支給
 - 大正十年度並に大正十一年度經費豫算
 - 大正十一年度 手當十一圓
- (三) 各地に於ける學校看護婦設置狀況

- (四) 大正十一年度 同上
 學校看護婦執務に關する規程
 無し
- (五) 現在學校看護婦の資格
 無資格
- (六) 大正十一度に於ける執務の概況
 身體検査の手傳 病室の看護
 其他參考事項
- (七) 無し

學校給食の概況

- (四) 大正十一年度 同上
 學校看護婦執務に關する規程
 無し
- (五) 現在學校看護婦の資格
 無資格
- (六) 大正十一度に於ける執務の概況
 身體検査の手傳 病室の看護
 其他參考事項
- (七) 無し

學校給食の狀況

凡例

一、學校給食の目的

學校兒童には榮養不良のものが尠くない。斯の如きものを教育するには、其榮養の改善を計ることは、常に身體的向上を計るに必要であるばかりでなく、延いては智育德育の向上にも大なる意義を有するのである。榮養不良は特殊の疾病に因るものもあるけれども、朝食を全く攝らずに、或は攝りても、其量不十分で登校するか、晝飯を全く攝らなかつたり、或は食しても極めて少量であるかに因ることも尠くない。是等は保護者の疾病又は他の理由で、家庭が手不足なるか、保護者が早朝出勤の爲め兒童に朝晝食の用意が行届かないか、保護者が全然無責任で子女の食事などに少しも考慮しないか等の原因に因るものも尠くない。是等不幸なる兒童を救済することは學校教育上のみでなく、社會政策上甚だ必要重大なる問題である。前世紀の半頃イギリス、フランスに於て、學校兒童に食事を給與することが實行されたが、其後漸次に歐米各地に試みられ、今世紀になつてから、イギリス、オランダ、スウイスの諸國に於ては學校給食を實施する様な規定を發布するに至つたのである。

一、本調査

學校給食が、歐米各國に於て漸次獎勵實施せられ、多大の効果を擧げて居るに反し、是を我國に就て見るに一部熱心なる教育關係者によつて試みられて居る位であつて其數甚だ少くして、歐米の夫れに比すべくもない。是は我國に於ても將來相當獎勵普及する必要がある。本調査は大正十一年三月十七日我國に於ける該施設状況を知らうとして、各地方長官に宛て左の照會を發して得たる回答を取纏めたものである。

學校給食に關する件照會

大正十一年度貴管下學校に於て學校給食（營養不良又は其他の兒童生徒に對し營養増進又は其他の目的を以て食事を給するもの。但し休暇聚落等のものは之を除く）の行はれたるものあらば、左記要項に據り、學校別に御調査の上四月二十日限り御回報相成度

記

- 一、學校名
- 一、學校給食施設の名稱
- 一、同上の目的

一、同上主宰者（學校又は團體等）

一、同上に關する經費の出所

一、同上實施の概況

給食をなす兒童生徒の選擇方法。設備。給食を受けたる兒童生徒の實人員並に給食を受けざるものとの割合方法（時期及期間一日中給食の時刻及回數献立等）一人一回の給食に要する經費等

一、同上實施前後の兒童生徒の身體狀況比較

一、其他參考となるべき事項

一、大正十年度以外に於て行はれたるものあらば便宜前項に準じ調査報告の事

文部大臣官房學校衛生課

一、大阪府大阪市徳風尋常小學校
 二、三重縣成基尋常高等小學校
 三、愛知縣日進北部尋常小學校
 四、岐阜縣川上尋常高等小學校
 五、秋田縣高梨尋常高等小學校
 六、秋田縣清水小學校
 七、秋田縣鷹巣尋常高等小學校
 八、富山縣富川尋常小學校
 九、岡山縣增原尋常小學校
 一〇、岡山縣松岡尋常小學校
 一一、岡山縣輕部尋常高等小學校
 一二、廣島縣高田郡立農學校
 一三、廣島縣吉田實科高等女學校
 以上

目次

甲 學校給食施設一覽表

乙 各地に於ける學校給食實施狀況

一、大阪府大阪市徳風尋常小學校	二
二、三重縣成基尋常高等小學校	二
三、愛知縣日進北部尋常小學校	三
四、岐阜縣川上尋常高等小學校	三
五、秋田縣高梨尋常高等小學校	〇
六、秋田縣清水小學校	一
七、秋田縣鷹巣尋常高等小學校	一
八、富山縣富川尋常小學校	二
九、岡山縣增原尋常小學校	二
一〇、岡山縣松岡尋常小學校	三
一一、岡山縣輕部尋常高等小學校	四
一二、廣島縣高田郡立農學校	四
一三、廣島縣吉田實科高等女學校	五
以上	五

(甲) 學校給食施設一覽表

府縣名	學校名	給食の名稱	給食の目的	經費の出所
大 阪	大阪市德風尋常小學校	德風簡易食堂	缺食者遲刻者救濟	篤志家寄附
三 重	度會郡成基尋常高等小學校	成基小學校貧兒給食	學事獎勵の爲め	同郡神泉村第二學區
愛 知	愛知郡日進北部尋常小學校	川上小學校副食物給與	學事獎勵の爲め 體格向上及營養智識養成	學校長寄附金 村費
岐 阜	惠那郡川上尋常高等小學校	清水小學校給食	學事獎勵	高梨進正會
秋 田	仙北郡高梨尋常高等小學校	河田與惣左衛門氏救助米	貧困兒童救濟	篤志家河田與惣左衛門氏寄附金
同	仙北郡清水小學校	富川村保健給食會	兒童保健	校費及村費
同	北秋田郡鷹巢尋常高等小學校		營養增進	給與兒保護者負擔
同	婦負郡富川尋常小學校		不幸兒救濟	松原村處女會松岡支部
岡 山	川上郡増泉尋常小學校		學事獎勵	兒童保護會
同	同郡松岡尋常高等小學校			
同	赤磐郡輕部尋常高等小學校			

校給食施設一覽表 各地に於ける學校給食實施狀況

廣 島	高田郡立農學校	養蠶種秧實習慰勞會	勤勞慰勞	校 費
同	吉田實科高等女學校	寄宿舎漬物給與	食費輕減	吉田町外六ヶ村學校組合費

(乙) 各地に於ける學校給食實施狀況

一、大阪府大阪市德風尋常小學校

- (一) 給食施設名稱 德風簡易食堂
- (二) 目的 缺食者及遅刻者救済のためにして該缺食者中には家庭に於て食事の支度早く出来ざるため始業時間に後るゝもの多し。故に學校に於て食事の施設をなし置き、一錢以上の貯金をなさしめ隨意に食事を給す。
- (三) 經費の出所 篤志家馬井信次郎氏寄附
- (四) 實施の概況 大正五年九月より大正十年七月に至る四ヶ年十ヶ月に於て給食兒童の延人員は二萬九千四百六十九人に及び米二十四石五斗九升三合を要し給食回数は千百五十五回なり。給食兒童は家庭の事情を參酌して之を定むるものにして給食の時刻は朝食及午食なり。

二、三重縣度會郡成基尋常高等小學校

- (一) 給食施設の名稱 成基尋常高等小學校貧兒給食
- (二) 目的 學事獎勵の爲貧兒給食
- (三) 主宰者 成基尋常高等小學校

- (四) 經費の出所 度會郡神原村第二學區より支出
- (五) 實施の概況

- イ、給食をなす兒童の撰擇方法 貧兒の兒童中就學の義務ある者
- ロ、支給人員 五
- ニ、方法 晝食支給但し該兒童登校の日のみ支給(凡二百七十日分)
- ハ、經費總額 拾貳圓拾四錢
- (六) 實施前後の兒童の身體狀況比較 實施後は他兒童と同様元氣よく課業に従ふ

三、愛知縣愛知郡日進北部尋常小學校

- (一) 給食施設の名稱 別に名稱を設けず
- (二) 同上の目的 貧困の上に食事を給すべき者家庭に無く、而も能く出席するにより學校にて晝食を給す
- (三) 主宰者 學校長
- (四) 經費出所 學校長個人として出す
- (五) 實施の概況 兒童の選擇は家庭にて供給すべき責任者なき者、現在一人に對し晝食一回宛給食す、費用は不詳
- (六) 實施前後の兒童身體の狀況 身體には別に影響なけれども精神上効果大なりと認む

四、岐阜縣惠那郡川上尋常高等小學校

- (一) 給食施設名稱 川上尋常高等小學校副食物給與

各地に於ける學校給食實施狀況

(二) 目的

A、運動と相俟て體格の向上を圖らんとす

〔我兒兒童食糧の量が自宅に於て採取する朝食夕食及兒童の年齢體格に比し、僅少であつて、而も其副食物の貧弱であると云ふ感は永い間抱いて居た問題で、其原因の調査之れが改善の方法に就ては非常に苦心をして居たのである。〕(別記食糧調査参照) 近時國民體格の向上と云ふ事が喧しくなり、學校體操の研究が盛に講ぜられる様になつて來た。勿論體格の向上と云ふことに就て適當なる運動を必要とし一層此方面の研究を盛にしなければならぬのであるが、併し體格の向上を唯單に運動で以て解決せんとするとは出來ない。一方身體を構成して血となり肉となり乃至骨となるべき原料又身體を働かしむる原動力である所の熱となるべき食物に對する研究をも俟たなければならぬのである。如何に適當なる運動を盛に行ふとしても、材料となるべき物、原動力となるべき物、即營養に當める食物の供給が充分でなくては効果は擧るべきものでない。否寧ろ營養を顧慮しない運動は身體の破壊を來すものであると云つてよい位であると思ふのである。そこで此運動熱の勃興に伴つて最初述べた學童の營養に關する心配が一層強くなり、此救濟策に就て家庭に於ける日常營養の採取状態及び學校食糧の分量實質調査等種々研究の結果、村當局の同意を挨て爰に副食給與を實行するにしたのである。之が目的の第一である。〕

B 一般父兄に對し營養食物に關する常識を附與し、家庭生活の一端を改善せんとす。

〔我國民は一般に生活の要素である衣食住に關する常識に淺く、且之が改善にも無頓着であつて……世界大戰後生活改善に關する聲が漸く起つたのを見ては僞りてない……殊に智識程度の比較的低い農村民に於ては尙更である。今食物に就て云へば、食物に關する一般的智識が足りない爲に其種類に於ても、調理獻立に於ても十年は愚が何十年も一過一律で、唯毎日々々同じ物を繰返し採取するのみで、何等營養等に關するのを顧慮して居ない。勞働時であつたならば、唯満腹すれば足り、娛樂休養時であつたならば、舌に美味を感じればよい位の程である。斯る状態を先代より習慣的に繰返して居るのであるから、此點に向て別段不思議とも思はない、從て生活改善の聲を適當とするとしても、直接指導啓蒙することがなかつたならば、何時營養問題が解決せられるか、前途甚だ心細い次第である。此儘打捨ておくべき問題ではない。何とか父兄の頭をも啓蒙しなければならぬのである。故に副食給與を實行して以て從來營養食物に關し智識の低級であつて、且つ其改良にも無頓着なる父兄に對し、食物上の注意を喚起し、幾分たりとも此方面の常識を附與し食物の改善の動機を興へんとし實施の副目的である。〕

(三) 主宰者 川上尋常小學校高等

(四) 經費の出所 川上村費

(五) 實施の概要

(イ) 給食をなす兒童 全校兒童とす……通學距離の遠近に拘らず、出席兒童には必ず辨當を携帯せしめる。尙此實施期中は下度農業補習學校の授業期節に該當して居るから、同女生徒にも給與する。一日平均二五〇名位である。

(ロ) 設備

調理の場所 小使室内に設置せる炊事場器具調理用の雜具一式、副食物を煮る大釜(二斗五升入)一個配給用器として蓋付「バケツ」各教室に二個宛、水柄杓二本(五合入)、金柄杓各教室に二本宛、食器は各兒童に一定の茶碗(一合入)を持たしむ。食器洗用「バケツ」各教室に一個宛。

(ハ) 給食の方法

時刻 晝食の時一回
期間 一月十一日より三月末まで即第三學期中 本年度よりは十二月一日より三月末日まで實施の豫定である。

獻立 材料撰擇の標準

- 1、標準養分量表(澤村博士著 飲食物の話による)を基礎とし之を三分して一回の必要量を定め夫より飯の養分量を控除し、餘を副食物によりて補ふに足るべき様材料を撰擇する。
- 2、三養分を含む量の標準養分量表に最近き材料をとる。但し日本食は一般に脂肪含量が少いから、含水炭素を之を補ふ事にした。
- 3、此地方として最も得易き材料をとつた。
- 4、調理に簡便であつて又凡ての兒童に好まれるものをとつた。

實際案(一人一回分のもの)
味噌汁の場合

味噌	六 匁
豆腐	一一 匁
油揚	〇、七 匁
ニボシ	〇、二 匁
葱	〇、六 匁

熱量 五九六「カロリー」

すまし汁の場合

醤油	四 匁
豆腐	一一 匁
油揚	〇、七 匁
葱	〇、六 匁
ニボシ	〇、三 匁

熱量 三六六「カロリー」

一週間分を一週間前に作製し、役場に回送す(材料支給の便宜上)。味噌三回、すまし汁二回位の割合に実施す。油揚の外に豚脂を数回使用したが経費の都合で多くは望めなかつた

○材料の購入

全部役場にて購入の勞をとり支給する(献立表を參與して)。味噌醤油の如きものは多量を一時に購入しおく。其他の材料は毎日新鮮なるものを使用する。(豫め商人と交渉して置いて)

○経費

金百八十圓(二日三圓、六十日分) 一人一回の経費毎日の出席者平均二五〇名と見て一錢二厘

宛 上記献立の材料費である。...

○調理及給食配給の實際

副食物調理當番 訓導にて交代制。給食兒童生徒數の調査 第一限。

當番訓導は左記材料使用及配給表に必要事項を記入して炊事場に掲揚する。

組別	人員	配給量	主任印			
			月	日	材料名	分量
尋一		(林)				
同二三						
同四						
同五六						
高二						
補習						
計						

各地に於ける學校給食實施狀況

晝食二時間前大體の準備に着手する。即小便湯を沸かす、味噌を摺る等
同三十分前女子補習生毎日四名交代にて割烹練習を兼調理の實際に當り出来上りたる時は什
要量を配給用器に入れ、各教室より當番兒童の來るを待つ。

教室にては主任訓導一名の當番兒童と共に迅速に配給を終る此仕事は仲々困難にて而も時間が
多くかゝる様であるが實は然らず、二三分間で配給を終るのである。低學年への配給には高等
科兒童を手傳はせる。

(六) 實施後兒童生徒の身體狀況比較

イ、實施前後に於ける體量増加の狀態を比較せんと實施前(十二月中)三週間に於ける體量の増加
せる狀態を調査しておいた。而して實施後相當の期間を経過した二、三月中にも同様の調査をす
る豫定であつたが事情のため行ひ得なかつたので比較調査が出来なかつた。

ロ、寒き時、冷き主食物、其上副食の方も冷く貧弱であつたものが俄に暖きものを與へたために食
慾を増し、辨當量が増加した。

ハ、實施前に比し幾分肥滿し、血色も何となく良くなつた様に見える。

ニ、校醫の感想 榮養狀態の向上したるもの如し。
ホ、一日三食中晝食が一番甘い、自家の味噌汁よりも甘い、尙此方法が永く續けばよいと云ふのは
兒童凡ての感想である。

(七) 實施を止めたる四月一日後の辨當副食の内容に對し父兄が注意し出したる痕を見る。

A、實施前兒童に對して榮養食物に關する大略の智識を與へ、且つ學理より割出したる榮養食物は

極めて甘いものである、必ず身體の爲になる等の暗示を與へて置いた。

B、此の如き方法は年内通じて行ひ、主食物までも給與したきは當事者の理想であるが目下の處で
は經費の都合と一方は夏季飲食物の腐敗し、疾病の流行し易い時に於て、之が調理する方法設備
を未だ講究して居ないから、理想通りには實施は出来ないのである。

(別記) 晝食辨當調査

學年	攝取量(一人平均)		學年	攝取量(一人平均)	
	男	女		男	女
尋	七一	六七	尋	一一二	六八
一	七〇	六七	一	九二	八一
二	七八	七九	二	八八	七一
三	七八	七九	三	一〇七	六八
四	七三	六九	四	一〇七	九一

備考 普通飯茶碗一杯の量が四十五匁なり。
二、副食物

種類	數	量	調理方	備考	種類	數	量	調理方	備考
梅干	二	三個	煮付	連續的に毎日	味噌	六	七匁	生のまゝ	
豆	七	八匁	煮付		同	同	八	煮付	
同	同	同	炒		油揚	二	枚	煮付	

各地に於ける學校給食實施狀況

油揚	一	枝	燒	醬油を付	麴味噌	五	七	八	燒
芋大根	一〇—二〇	八	煮		鮭	八	八		
大根	四	五	鹽		秋刀魚	小	二	本	
酒粕	八	八	漬		三分の一本				

五、秋田縣仙北郡高梨尋常高等小學校

- (一) 給食施設名稱 特別の名稱なし
- (二) 同上の目的 貧困兒童の出席獎勵
- (三) 同上主宰者 學校
- (四) 經費の出所 高梨正進會に於て學事獎勵費として支出
- (五) 同上實施の概況
 - (イ) 給食兒童の撰擇方法 村内各部落別に最も貧困にして出席に困難なるものと認むるものに就き撰擇す
 - (ロ) 設備 毎日學校に於て設備し之を辨當に詰めて渡す
 - (ハ) 給食を受けたる兒童の實人員 二十七人(この一箇年の延人員三千五百人)
 - (ニ) 給食を受けざるものとの割合 百分比 三人五分九厘
 - (ホ) 時期及期間 毎日晝食一回
 - (ヘ) 一人一回に要する經費 一人一食、白米一合一勺、漬物、鹽、味噌等の簡單なるものにして一人一食分約五錢五厘

- (六) 實施前後の兒童身體狀況の比較 一年に入學の初より給するものなるを以て比較をなし難く又實際に於て特異點を認めず
- (七) 本校の給食は明治四十年頃より實施繼續せり、給與人員は年によりて増減あり最も多きは六十人に及びしが近年漸次減少の方針を取れり

六、秋田縣仙北郡清水小學校

- (一) 名稱 清水小學校給食
- (二) 目的 貧困兒童の就學並出席獎勵
- (三) 主宰者 小學校並清水村學事獎勵會
- (四) 經費の出所 有志寄附並村費中より補助
- (五) 實施概況 兒童實際生活を實査し撰擇す 給與せられたる人員は十名にして三十二名に對し一名の割合毎日 晝食一回にして一日一回金五錢
- (六) 前後身體狀況比較 不明
- (七) 給與せらる、兒童の就學並出席は著しく良好
- (八) 大正三年以降現今迄

七、秋田縣北秋田郡鷹巣尋常高等小學校

- (一) 名稱 河田與惣左衛門氏救助米
- (二) 目的 貧困兒童に晝食を給す
- (三) 經費の出所 同人

各地に於ける學校給食實施狀況

(四) 實施の概況 河田與惣左衛門氏は明治四十五年二月四日より貧困兒童に對し晝食を給しつゝあり大正十一年一月二十二日までにて要したるもの、累計は白米 十四石九斗、味噌 百十九貫二百匁なり學校に於ては給與すべき兒童を調べ更に役場と打ち合して之を決定す 給與するは晝食一人一回とす 毎日多き時は五六人少き時は一、二人位なり

八、富山縣婦負郡富川尋常小學校

- (一) 名稱 富川校保健給食會
- (二) 目的 冬季嚴寒の際兒童携帯の辨當冷結し保健上憂ふべき現象を呈し從て辨當携帯を厭忌する兒童増加するを以て之が弊を除去せんとするにあるを以て晝食の副食のみを給す
- (三) 主宰者 富川尋常小學校
- (四) 經費の出所 校費を以て蔬菜の種子を兒童に分配し之を栽培せしめたるものを集めて生産品評會を催し其の拂下代を以て之に充て尙不足する場合は村費より之を補充するものとす 本年度に於ては味噌購入費十圓五十錢中六圓を蔬菜賣却代金を以て之に充て不足金四圓五十錢は村費より支出せり薪炭及器具は總て學校の分を使用す
- (五) 實施の概況 就學兒童二百十八名全部に晝食副食物のみを給するものにして毎年十二月一日より翌年三月二十日に至る、而して其方法は晝食時前に煮沸したる味噌汁入土瓶二個宛教室用大火鉢の側に配置し各自携帯の茶碗にて食せしむ元來粗食に慣れたる農村の事とて獻立は特に列記する程のものなく毎日野菜、根菜等を混じたる味噌の汁にして經費は前述の如く薪炭は學校にて其他器具材料は何れも各自等持ち寄り之が世話萬端は兒童をして自治的に交替取扱はしめ小使、教員は大體の周旋をなさしめ頗る簡易なる方法に依らしむるを以て味噌購入代金の外は二食分としての經費は算

出し難し

- (六) 實施前後の兒童の身體狀況比較 體重榮養等に就き醫學的に比較したることなし
- (七) 其他參考となるべき事項
 - イ、實施後兒童は食後の寒さを催さるに至れり
 - ロ、實施前辨當を持參せざる兒童頗る多かりしも實施後は晝飯を持參せざるものなきに至れり
 - ハ、家庭にて味噌汁の攝取を好まざりし兒童も漸次之を厭はざるに至れり
 - ニ、本施設は大正三年以來引續き實行せるものなり

九、岡山縣上川郡增原尋常小學校

- (一) 名稱 なし
- (二) 目的 榮養増進の目的
- (三) 主宰者 增原尋常小學校
- (四) 經費の出所 給食兒の保護者より出金す
- (五) 實施概況
 - イ、發育不良兒と認めたるものに六月、七月、九月、三ヶ月間學校に於て「ミルク」を購入し朝と晩との二度づゝ與ふ一人一日九錢内外
 - ロ、病弱兒と認めたるものに六七九の三ヶ月間學校に於て二度づゝ「ラクトーゲン」を飲ましむ一人一日四錢内外のもの
 - ハ、夏瘦の爲め朝食を廢する兒童に對しては家庭に通知相談をなし辨當二度分を持參せしめ適當の

各地に於ける學校給食實施狀況

時間を置きて始業前に食せしめたるもの四名(別に経費を要せず) 實施前後の児童の身體狀況 具體的の効果を認め難きも實施後児童の疲ることなきに至りたる感あり

一〇、岡山縣川上郡松岡尋常高等小學校

- (一) 名稱 別になし
- (二) 目的 特別に家事上の事情あるものにて殆ど充分なる食を攝りしことなきもの一名を救済す
- (三) 主宰者 松原村處女會松岡支部
- (四) 經費の出所 他家の縫物、草履等を作りての收得金又は父母の了解を得て施與

一一、岡山縣赤磐郡輕部尋常高等小學校

- (一) 名稱 無し
- (二) 目的 貧困児童の救済
- (三) 主宰者 兒童保護會
- (四) 經費の出所 會員の醵金と村補助
- (五) 實施概況 貧困にして児童の飯米に困るもの一人に一日一回午前十一時乃至十二時一人當り米一合梅干二つを與ふ 經費 約五錢

一二、廣島縣高田郡立農學校

- (一) 名稱 養蠶插秧實習慰勞會
- (二) 目的 養蠶期插秧期は本校も普通農家と同じく特に多忙にして、生徒も晝夜を通じて實習作業に勵精するを以て之が獎勵慰勞を兼ね職員生徒一堂に會食して一家團樂の樂みを味はしめ以て農業趣味を助長せんとするにあり
- (三) 概況 六月十五日既に春蠶實習を終へ、插秧の最終日の午餐に於て之を行へり、之が材料は悉く農場の生産物を以てし生徒自ら試作せる米、蔬菜及彼等が飼育せる老廢家鶏を以て之に充て別に經費を要せず、給食を受けしは、全校生徒約百名なりき、効果充分に豫定の目的を達し得たるが如し

一三、廣島縣吉田實科高等女學校

- (一) 給食施設名稱 吉田實科高等女學校寄宿舎漬物
- (二) 同上の目的 寄宿舎生徒食費輕減のため
- (三) 同上主宰團體名 吉田町外六ヶ村學校組合
- (四) 同上に關する經費の出所 吉田町外六ヶ村組合費並に特志家長屋篤郎出資
- (五) 同上實施の概況 給食をなす生徒吉田實科高等女學校寄宿舎生約五十名
大正八年度より同十年十一月まで組合より漬物代補助として、一ヶ年に五十圓支給したりしが事實一ヶ月漬物代拾參圓を要す、残り八圓餘は吉田町有志長屋篤郎寄宿舎生學資輕減の目的を以て寄附せり